

平成 19 年 9 月 26 日

各 位

会 社 名 徳倉建設株式会社
代 表 者 代表取締役社長 徳倉 正晴
コード番号 1892 名証第二部
問 合 せ 先 取締役管理本部長
石原 重保
TEL (052) 961-3271

建設業法に基づく営業停止処分について

当社は、防衛施設庁発注工事に関して独占禁止法違反があったとして、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことに伴い、国土交通省中部整備局から 9 月 25 日付で、下記のとおり営業停止処分を受けました。

当社といたしましてはこの処分を厳粛かつ重く受け止め、今後、一層の法令遵守のための体制の強化と全役職員への周知の徹底を図り、再発防止に努める所存であります。

記

1. 停止を命ぜられた営業の範囲

土木工事業及び建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

2. 期間

平成 19 年 10 月 9 日から平成 19 年 10 月 23 日までの 15 日間

以上